

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク案内看板設置業務委託仕様書

1 業務名

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク案内看板設置業務委託

2 業務の目的

本業務は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認知度向上及び来訪者のエリア内スポットへの円滑な誘導を図るため、観光スポットに観光案内看板を設置する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる案内看板の製作及び設置に係る一切の業務を行うものとする。

(1) 看板の設置場所

以下の設置場所に、観光案内看板を各1基設置する。

なお、設置場所の占用許可申請等は宮崎県中山間・地域政策課において行う。

- ① 道の駅北川はゆま
- ② 道の駅北方よっちみろ屋
- ③ 祝子川温泉美人の湯
- ④ 比叡山南登山口トイレ壁面
- ⑤ 道の駅青雲橋
- ⑥ 日之影温泉駅
- ⑦ リフレッシュハウス出羽・ケビン村
- ⑧ コミュニティセンター（日之影竹細工資料館）
- ⑨ 祖母山北谷登山口

(2) 看板の仕様

- ① 各案内看板の構造、寸法、材質、デザイン、設置方法等は別紙1「設計書」※に基づくものとする。また、設置イメージについては別紙2「設置イメージ」を参考とする。ただし、設置場所の状況、景観への配慮その他必要がある場合は、宮崎県中山間・地域政策課と受託者が協議の上、変更できるものとする。

※ 道の駅北方よっちみろ屋については、既存看板への再設置となるため構造図は含まれずデザインのみである。

- ② 観光案内看板の裏面には、次の事項を明示すること。なお、表示方法、位置及びサイズについては、宮崎県中山間・地域政策課と受託者が協議の上、決定するものとする。また、表示は耐候性を有する方法により行うこと。

- ・ 設置者名（宮崎県中山間・地域政策課）
- ・ 設置年月

(3) 業務の範囲

本業務には、案内看板の製作、運搬、設置、施工に伴う安全対策、施工後の清掃並びに原

状回復等、設置完了までに必要な一切の業務を含むものとする。なお、これらに要する費用は全て本業務に含むものとする。

(4) 関係機関との協議・調整

受託者は、看板設置にあたり、各道路管理者、施設管理者等の関係機関と必要な協議・調整を行うこと。

(5) 工事スケジュールの提出

受託者は、契約締結後速やかに、看板設置に係る全体工程及び各設置箇所の施工時期が分かる工事スケジュールを作成し、宮崎県中山間・地域政策課に提出すること。なお、天候不良その他やむを得ない理由により、工事スケジュールの変更が必要となった場合には、速やかに宮崎県中山間・地域政策課と協議し、承認を得るものとする。

(6) 施工及び安全対策

- 施工にあたっては、関係法令及び各管理者の指示を遵守すること。
- 工事中は、第三者及び通行者の安全確保に十分配慮し、必要な安全対策を講じること。
- 本業務に伴い発生する残土については、原則として現地に仮置きせず、受託者の責任において適切に処理するものとする。
- 工事完了後は、周辺の原状回復を適切に行うこと。

(7) 不具合への対応

設置後、契約期間満了日から起算して1年以内に、施工に起因する傾き、破損その他不具合が判明した場合は、受託者の責任において、無償で速やかに是正を行うものとする。

(8) 成果品

令和9年3月31日までに次の成果品を宮崎県中山間・地域政策課に提出すること。

- 設置完了写真
 - ・設置前の状況が確認できる写真
 - ・設置後の看板本体が確認できる写真（表面、裏面）
 - ・設置後の周辺状況を含めた設置状況が確認できる写真
- 完成図書（設計書、設置位置図等）
- その他発注者が必要と認める資料

5 その他

(1) 本業務の実施により、第三者又は県に損害を与えた場合は、受託者の責任においてこれを賠償するものとする。

ただし、県の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(2) 本業務で作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。